

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第24回ガスシステム改革小委員会

日時 平成27年10月19日（月）11：00～13：12

場所 経済産業省 本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○山内委員長

それでは定刻でございますので、ただいまから第24回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日の出席、樋口委員におかれましては所用により欠席ということでございます。そこで、竹村様、トヨタ自動車株式会社プラント・環境生技部担当部長がご出席されていらっしゃいます。

それでは次に、事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、川岸隆彦常務理事、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、東京電力株式会社、佐藤美智夫執行役員、カスタマーサービス・カンパニー・バイスプレジデント、全国LPガス協会、内藤理専務理事、石油連盟、押尾信明事務局長がご出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省からも出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

(1) 前回の御指摘事項について

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思います。

本日ですけれども、議事次第にあります、まず議題1が「前回の御指摘事項について」ということで、これの議論を行います。

このうち幾つかご指摘事項があるんですけれども、ご指摘事項の⑦というのがございまして、

これに関連して日本ガス協会より資料の提出がありました。さらに関連した内容として、二村委員及び日本コミュニティーガス協会から資料の提出がありました。

したがいまして、まず事務局から、前回のご指摘事項のうちの①から⑥までをご説明いただきまして、その後に日本ガス協会、川岸常務より資料4の説明をいただきまして、続いて二村委員に資料5、それから最後に日本コミュニティーガス協会、松村専務から資料6の説明をいただきたいというふうに思います。

以上の説明が終了した後に、委員の皆様からご質問、あるいはご意見のご発言をお願いしたいというふうに思います。

それでは早速でございますが、事務局から資料3に沿ってご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

資料に沿って、前回のご指摘事項についてご説明します。

1 ページ、2 ページにご指摘事項7点を整理しております。

① 大石委員からのご指摘です。標準メニューの公表について

② 引頭委員、松村委員からのご指摘です。反社会的勢力の排除について

③ 松村委員からのご指摘です。供給者の変更の場合の開栓作業の必要性、開閉栓作業の責任主体について

④ 松村委員、草薙委員からのご指摘です。開閉栓作業の委託に関するガイドラインについて

⑤ 池田委員からのご指摘です。保安の関係ですけれども、指定工事店制度について

⑥、⑦は、全国LPガス協会、内藤オブザーバーからのご指摘です。開閉栓作業に資格がいるのか。日本ガス協会が行う講習の開放について

⑦については、後ほど日本ガス協会からご説明いただきます。

3 ページ、ご指摘事項①、大石委員から標準メニューの公表について、ガイドラインで規定してもきちんと公表がなされるとは限らないのではないかというご指摘をいただいております。

本件については、大石委員から資料のご提出もございましたので、資料11として配付させていただいています。

ガス小売事業については、事業者が定める自主ルールにおいてではなく、国のガイドラインにおいて、定型的な料金メニューを標準メニューとして公表することは望ましい行為である旨規定する予定です。

また、ご指摘を踏まえまして、国は、各ガス小売事業者がその定型的な料金メニューを実際に

公表しているか否かを報告徴収等によって確認します。仮にこうした取り組みがなされていないがゆえに需要家の利益を阻害していると認められる場合には、必要な指導等を行っていきます。

加えまして、改正後のガス事業法第16条においては、4ページのような規定を設けております。ガス小売事業者は、需要家から料金などの問い合わせがあった場合には、これに適切かつ迅速に応じることを義務づけており、これに違反した場合には直ちに業務改善命令の対象となります。

こうした制度も適切に運用していくことによって、小売全面自由化後、需要家が各ガス小売事業者が提供する料金メニューに容易にアクセスすることができる環境を整備してまいります。

5ページ、引頭委員、松村委員からのご指摘事項②です。

ガス小売事業者の登録を行うに当たっては、登録申請者が反社会的勢力でないかどうかを関係省庁とも連携しながらしっかり確認してほしいというご指摘です。

現在、小売電気事業者の登録については、電力取引監視等委員会に置ける登録審査が開始されております。その際には、関係省庁とも連携をしまして、申請事業者が反社会的勢力など、問題ある事業者でないかも含めて審査を行っております。審査方針の改正も行っています。

ガス小売事業者の登録についても、反社会的勢力を排除するため、同様の対応を行う方針でございます。

6ページ、松村委員からのご指摘事項③です。

単に供給者が変更される場合には、物理的な開栓作業は不要と理解している。そうだとすれば、ガス管が引かれて供給できる態勢になったことが本質だと考え、物理的な開栓作業の責任主体を一般ガス導管事業者と整理することも不自然ではないのではないかとのご指摘をいただいております。

ご指摘のとおり、単に供給者が変更されるいわゆる「スイッチ」の場合には、物理的な開閉栓作業は不要であるということとしたいと考えております。

開閉栓作業を行う責任主体につきましては、委員、オブザーバーのご意見も踏まえ、事務局におきましてさらに整理をした上で、本委員会にご提案させていただきます。

7ページは、ご参考までに前回提出させていただいた資料でございます。

8ページ、松村委員、草薙委員からのご指摘事項④です。③にも関連します。

一般ガス導管事業者は、新規参入者たるガス小売事業者からの依頼があった場合には、正当な理由がない限り、消費機器調査等の業務を適切な条件で受託することなどをガイドラインで求めるとあるが、この内容をさらに詰める必要があるとのご指摘です。

①、②にありますように、消費機器調査等の業務を受託する余地があるにもかかわらず、これを受託しなかったり、あるいは不当に高い委託料を請求することによって、実質的に委託の道を

閉ざしてしまうことは適当でないと考えております。

この論点については、事務局においてさらに整理をした上で、本小委員会に次回以降、提示させていただきたいと考えております。

なお、9ページに、現在の消費機器調査等の業務イメージを書かせていただいています。

パターンA、一般ガス事業者みずからが業務を実施する場合。パターンB、一般ガス事業者が資本関係のある関連会社に委託する場合。パターンC、一般ガス事業者が資本関係のない代理店等に委託をする場合がございます。こうしたパターン、さまざまなパターンを念頭に置いて、整理を進める必要があると考えております。次回以降またご提案をさせていただきます。

10ページ、ご指摘事項⑤、池田委員からの指定工事店制度に関するご質問です。

小売全面自由化後は、導管網などのガス工作物に関しては、ガス導管事業者が保安責任を担い、当該ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を行うこととなります。

現行法においては、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ずにガス工作物の施設の変更を行うことは罰則をもって禁止されています。

この点、今般の法改正後においても、10ページの下枠囲いにありますとおり、ガス事業法第193条におきまして同様の仕組みをとっております。

引き続き、内管を含め、ガス工作物を設置する場合には、ガス導管事業者や、その承諾を受けた者、いわゆる指定工事店等が工事を行っていくこととなります。

11ページでございますが、また、ガス事業者が承諾を与える工事業者の基準や範囲については、ガス事業者の判断によるものとなりますが、内管など需要家敷地内のガス工作物に関する工事に関しては、現在、日本ガス協会にて全国一律の業界資格を設定しております。

さらに、簡易な内管工事、ガスメーターの下流側からガス栓までの露出部分の配管、ガス栓の工事になりますけれども、こちらにつきましては、工事業者が簡易内管施工士の資格を取得している場合には、需要家からの依頼を直接受けることができます。また、この資格の取得に際しては、国家資格であります液化石油ガス設備士取得者であれば、通常3日かかるところを1日の特別講習で資格取得ができるといったような形で、その取得を容易にしております。

以上でございます。

12ページ、内藤オブザーバーからのご指摘事項⑥です。

開閉栓を行うには資格が必要なのかというご質問です。

現行法においては、開閉栓作業に関して国家資格などは設けておりません。改正後においても、現行制度において保安上の問題が生じていないことを踏まえ、新たに国家資格制度を創設することは想定していません。

最後に、前回の最終保障供給の料金水準につきまして、標準的な料金の1.2倍程度とご提案をさせていただきましたけれども、LNGのスポット取引における価格水準はその根拠にすべきではないというご意見を複数いただきましたので、こちらは根拠から外したいと考えております。口頭ですけれども、ご報告させていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして、日本ガス協会の川岸常務にご説明をお願いしたいと思います。

○川岸オブザーバー

ご指摘事項の⑦につきまして、ガス協会のほうからご説明をさせていただきます。

資料4の1ページをごらんください。ご指摘事項につきましては、上の枠囲みでございます中身でございます。

説明でございますが、その下の枠囲みの一番上、開閉栓従事者の資格でございますが、現在もガス協会としての開栓の統一的な資格制度はございません。講習等も行っておりません。各ガス事業者が社内資格といたしまして、一定の教育を行いまして、認定したものを従事させているところでございます。

この開栓の業務につきましては、定期保安巡回業務、いわゆる安点でございますが、これと知識・スキルが重複する部分がございます。この資格保有者、これにつきましては、需要家ガス設備点検員という業界統一の資格でございますが、この資格保有者につきましては、重複しない部分のみの教育を各事業者で実施しているところでございます。なお、閉栓の資格制度は運用しておりません。

今後の方向性でございますが、第1回の保安対策ワーキングにおきまして、需要家ガス設備点検員資格に関する新規参入者様からの受講ニーズが出されたことを踏まえまして、日本ガス協会といたしましては、小売全面自由化後の新たな資格制度を検討中でございます。

この新たな資格制度におきましては、液石法の資格保持者につきまして、一定の知識・スキルを有しているものとして、教育時間の短縮なども今後の保安対策ワーキングの議論の中で検討させていただきたいと考えております。

次ページ以降に、開栓業務の現状について記載をしておりますが、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○山内委員長

伺っておりますので、都市ガスの自由化ということが、こういったLPガスのようなことになってしまえば、せっかくの自由化というものが国民、消費者の間にきちんと受け入れられないのではないかということを懸念しております。

ということですので、都市ガスの自由化を契機に、LPガスを含めてガス業界が全体として、消費者に信頼と安心を担保されるようにするにはどうしたらよいかという視点で、ぜひ制度設計をしていただきたいということを強く要望したいと思います。

この課題がこの委員会の検討の枠を超えるというようなこともあるかもしれませんが、それであれば、そういった場をきちんと別途設けていただくということもぜひご検討いただきたいと思います。

私のほうからはこの資料のご説明と、2つご要望を申し上げて発言とします。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

次に、日本コミュニティーガス協会の松村専務からご説明をお願いいたします。

○松村オブザーバー

前回の制度設計の部分で、事務局資料の資料6に関して幾つか申し上げたいと思います。ポイントのみお話をしたいと思います。

まず一番大きい点は、前回、特にご議論いただきたい論点として挙げられておりました、第6条第1項第4号の具体的判断基準ということで、要するに登録拒否の基準についてであります。

事務局案では、「一般ガス導管事業者の導管との関係で著しい二重投資となって、その結果、その一般ガス導管事業者の供給区域内の需要家の利益を阻害するおそれがある場合には、登録拒否の対象となり得る」というふうになっております。

旧簡易ガス相当事業が供給するガスはLPガスでありまして、ここで念頭に置いておられる天然ガスを予定する一般ガスの導管とは異なるものでありますので、一つは、二重の投資というふうに本当に当たるのかという問題ではないかというふうに考えています。

それから、このガスシステム改革の目的の一つは、当然のことながら競争の活性化による料金の低廉化であります。ここでいう競争とは、別に天然ガス同士の話ではありませんし、エネルギー間の競争でありますから、旧簡易ガス事業を行うLPガスとの競争も当然あるわけです。それによって料金の低廉化を図ろうということですので、規制が残ることは大きな問題だというふうに考えています。

さらには、1月のこの小委員会の報告書も参考に掲げておりますけれども、明確に地域独占

を撤廃して、需要家の選択による都市ガス供給区域への参入を可能にするということを言っているわけですから、その審議結果にも反することになるだろうと思っています。このようなおそれがある場合というような、抽象的な基準で参入規制を行うということは、国がガスを選択するということになりかねません。

今や消費者が選択する時代だというふうに考えております。本当に需要家利益を阻害するおそれがあるというのがどういうものか、具体的に誰もが納得できるような具体的事例等をお示しいただきたいというふうに考えております。ここが一番大きな点であります。

あとは、事業者の登録事項、あるいは変更登録とか、供給力確保義務をどう見るかというようなところの問題であります。旧簡易ガス相当事業については、ガス小売事業者というふうに位置づけられてはおりますものの、一般のガス小売事業というのは新規参入を念頭に置いた規定であらうというふうに思っています。

法律上もわざわざ旧簡易ガス相当事業については括弧書きで書き分けてあるということでもありますので、従前との取り扱い、この辺を、スムーズな移行というふうに考えますと、従前と同様に登録すべき事項、あるいは変更すべき事項等々、中小の零細事業者もわかりやすい形で定めていただくことが適当ではないかというふうに思っています。

また、次回以降、供給計画の議論についても論点として挙げられるかと思いますが、その際、登録事項等と二重にならないように、供給計画について新たな義務を課すということになってまいりますので、その辺どういうものかということを見た上で、登録事項等々についてはまたご意見を申し上げることがあろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

事務局、二村委員、川岸常務、松村専務からのご説明がございました。この論点につきまして、委員の皆様からご質問、あるいはご意見をお願いしたいと思います。

例によりまして、発言を希望される委員の方はお手元の名札を立てていただくようお願いをいたします。それから議事の進行の関係で、前回まではご質問に対して1問1答の形をとってございましたけれども、時間の関係がございますので、ご質問、ご意見をまとめて、それから質疑といいますが、ご関係の方から回答していただくような、そういう進行にさせていただこうと思っております。

それでは、どうぞご発言ご希望の方。

まず、大石委員どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。先ほどご紹介いただきましたけれども、後からおくれて出しましたので資料11と後ろのほうに入っておりますけれども、こちらのほうを使って、先ほどの私の質問に対するお答えに対して、さらなる質問ということで申させていただきますと思います。

お答えの3ページのところに、ご指摘事項に関してということで回答いただきました。事業者のガイドラインではなく、国のガイドラインでということで、大変前向きに取り組んでいただいたことについてはありがたく思っております。

ただ、このガイドラインというものの自体の位置づけですね、これがやはりすごく曖昧ではないかなと思います。法律ではなくてガイドラインであるということであれば、あくまでもこれは指針ですので、一生懸命頑張ってやったけれどもできませんでしたということで許されるものになってしまうと思います。

しかし、この料金の表示というのは、特にガスの場合は、選ぶ場合に必ず必要になってくるものです。例えば電気であれば、電源構成ですとか、他にも比較するものがあります。けれども、ガスの場合には、ほかに比較するものがない。料金意外に選ぶ基準がないとすれば、それが表示していないということは、これは明らかに消費者にとってはマイナスになるというふうに考えます。

ちょっと書かせていただきましたけれども、例えばお店屋さんに行って値段のついていないもので消費者に選べというようなものはないはずなので、こういう商品を選ぶときに料金がないということがどうなのかというのは、これは消費者庁の方からもぜひご意見をいただければと思います。

それから、お答えの3ポツ目のところに、苦情に対しては適切かつ迅速に応じることと書いてありますけれども、これは当たり前といえば当たりのことで、苦情に対してはやはり応じるのがこれは義務だと思っております。ですので、適切かつ迅速に応じることとして、それに違反した場合に直ちに業務改善命令というふうになるのではなくて、やはりこれは法律上で義務としてぜひ指定していただきたいなと思います。

先ほど二村委員のほうからLPガスについての現状をいろいろとご発表いただきましたけれども、私たちがやはり一番心配するのは、既に自由化が行われているLPガスにおいて、ガイドライン以上の法律での制定があるにもかかわらず、現状いろいろな問題が起きているということなのでですね。

資料11のほうの中に、ご参考までに液石法の第14条の書面の交付の条文というのを掲げさせていただきますけれども、既にLPガスではこういうふうな条文が定めてあるにもかかわらず、

実際にはそれが行われていない。実際に私たちNACSの相談室のほうには、いろいろな相談事例が持ち込まれるんですけども、例えばご参考に書かせていただきました相談事例1ですと、自宅に営業員が訪れて領収書を見せてくれと。この契約は高過ぎるから、うちのほうが安いよと言って料金の提示をされて変更したと。ところが2カ月で値上げの申請があり、それからさらに1年たった今では以前の業者よりも高額となっているということが起きているそうです。

あと、LPガスの場合に問題なのは、事例の2にありますように、解約をしたけれども、そのガス会社から配管設備の撤去作業の費用を払うように請求された。これは本来であれば契約の時点で、それが誰の持ち主であるかということをちゃんと契約してあれば、こういうトラブルというのは起きないはずなんですけれども、液石法で書かれているにもかかわらず、このような事例が起きているということから、今、LPガスでは条規の14条が機能していないということだと思います。

では、なぜ都市ガスはガイドラインだけできちんと表示が行われるというふうに言い切れるのかということで、先ほど二村委員がおっしゃいましたけれども、これはこの場で論ずることではないかもしれませんが、同じガスとして、LPガス、それから都市ガス、双方でもう一度消費者目線で考えていただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。

どうぞ、池田委員。

○池田委員

ありがとうございます。私からは指定工事店制度について質問させていただきました。自由化後も工事については一般ガス導管事業者が責任を負うということがよくわかりました。

スライドの11ページのところで、ガス事業者が承諾を与える工事事業者の基準と範囲については、ガス事業者の判断によるものと整理されているところではありますが、業界資格あるいは国家資格、何らかの形で全国一律の資格を持っているということで技術力や工事品質は担保されると思いますので、ガス事業者が指定する工事事業者の範囲の定め方について、競争制限的な運用がされることのないように、可能な限り自覚を持って取り組んでいただければと思います。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。前回申し上げました指摘事項②の反社の件について、審査方針についてのガイドラインに盛り込まれるということで、ありがとうございます。

1点だけ質問がございます。先ほどガス協会のほうからご説明がありました、設備点検の資格について、小売全面自由化後に新たな資格制度を検討中と資料には書いてありまして、このこと自体は良いことであると思いますが、この資格制度に関して、国の関与についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。

それでは一応ご3名の方がご発言されましたので、ここで一旦切りたいと思いますが。料金ガイドラインの問題、指定工事店制度の問題、それから今のご質問で新たな資格制度ですね、これについてどう考えるか。

ご関係の方から。

○藤本ガス市場整備課長

まず料金メニューの公表についてご説明させていただきます。二村委員、大石委員からご指摘をいただきました。

大石委員からご指摘の点、液石法の第14条の規定、契約締結後の書面交付に係る規定が機能していないとしても、都市ガスについては改正後のガス事業法第14条の規定、契約締結前の説明、書面交付に係る規定によって、契約を締結しようとする時点において料金を含む供給条件の説明、書面の交付が義務づけられております。

そういう意味では、契約前にきちんと説明を受ける、書面交付を受けるという形となっておりますので、ご懸念の、値段のついていない商品を消費者に選べというような事態は発生しないと考えています。

また、我が国の市場においては、価格の設定が自由な商品が多数存在しておりますが、その価格の公表については、法律などの強制措置で義務づけられていないことが一般的であると認識をしています。

都市ガスについても、小売料金規制を撤廃することを原則としている以上、その価格を公表するか否かについては事業者自身が判断することが基本であるということではありますが、都市ガスは必需財であるという財の特性に鑑みて、その標準料金の公表をガイドラインで求めることを事務

局としてはご提案をさせていただいています。この点については、電気についても同様の取り扱いとなっております。

加えまして、ガイドラインではなく、法的義務とすべきというご意見もいただきました。ただ、この点につきましては、都市ガスについては小売全面自由化を行う法改正を、本年1月の本小委員会の報告書も踏まえて、本年6月に成立公布済みでございます。標準料金の公表などを法律で義務づけるためには、さらなる法律改正が必要となります。仮に法律において標準料金の公表を義務づけ、罰則でこれを担保するということとなれば、ご指摘のとおり都市ガスだけではなくて、LPガスですとか、あるいは場合によっては電気についてもあわせて議論する必要があると考えています。ご指摘の点については、そういう意味でも中長期的な課題として整理させていただければと思います。

二村委員からもご指摘のありました、全体を議論する場についても、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

池田委員のはご意見ということによろしいですか。

じゃ、引頭委員のご質問について、何かありますか。

どうぞ。

○川岸オブザーバー

ガス協会でございます。まず需要家ガス設備点検制度、現在の安点の資格制度について少しご説明させていただきます。定期保安巡回につきましては、これは法定業務でございまして、その法定業務に従事するものの資格といたしまして創設された資格制度でございます。都市ガス業界全206社による運用実績がございます。

この資格付与につきましては、日本ガス協会のほうが事業者ごとに講習トレーナーというものを養成いたしまして、その講習トレーナーが各ガス事業者内で資格取得のための講習を行い、その講習完了者につきまして私ども協会が資格の認定を行っているという制度でございます。

今回、消費機器の調査、周知がガスの小売事業者のほうの責任と整理をされまして、開栓時の消費機器調査がいわゆる省令化される、法定化されるという方向でございますので、都市ガス業界といたしましても、ガス小売事業者が消費機器調査を行う際に必要な資格ではないかと考えておきまして、これにつきまして新規参入者を含めました資格制度として検討を行うという方向でございます。ということで、この新しい消費機器の調査等につきましても、これまでと同様に

事業者ごとの講習トレーナーをガス協会で養成をして、各小売事業者さんのほうで講習トレーニングをしていただくというような方向で考えております。

ただし、そのような講習トレーニングにつきまして、例えばガス協会に加入しないと取得できないとか、参加できないとかいうことではなく、これまでは会員向けの制度でございましたけれども、そのような点も新規参入者さんのニーズを踏まえたような制度となるように、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山内委員長

それで国の意見というのは、ガス安全室長。

○大本ガス安全室長

引頭委員から国の関与というところでご質問があり、また、先ほどガス協会からご発言もございましたけれども、消費機器の調査につきましてはガス小売事業者が担うこととなります。

このガス小売事業者が消費機器の調査、周知を行うに当たっては、保安業務規程を作成し、国に届け出る必要がございます。この保安業務規程については、国がしっかり取り組んでいるかどうかというのをチェックさせていただくことを予定しております。

なお、ガスシステム改革保安対策ワーキングの方でも、今のこの消費機器調査、周知に関して、どのような教育・訓練を求めていくかということは、別途、今検討しているところでございまして、その中でガス協会が取り組んでいる内容についても、精査しながらご審議いただくことを今後検討する予定でございます。

○山内委員長

それじゃ、次に移りたいと思いますけど、松村委員、どうぞご発言ください。

橘川さんが先ですか。じゃ、橘川先生、どうぞ。

○橘川委員

私、指摘事項がない委員で、戦力外通告されているような委員なので、発言しないようにしようかと思っていたんですけども、今の議論のやりとりを感じて、前からちょっと思っているんですけども、ちょっとすれ違っているところがあるような気がいたします。

消費者の方の代表がいつも言われるのは、基本的にはL Pガスの問題点を言われて、そういうことが都市ガスでも起きるんじゃないかという、こういう論法をされるわけですね。ご心配はもっともだと思います。ただ、競争条件が相当違いますので、今、事務局が言われたように、都市ガスについてこの時点でL Pガスと同じようなことが起きると私は思いません。若干違うと思いますので、そのところは……。

大体この新しいメンバーになってから、毎回時間が延びるようになったのは、この話題が毎回繰り返されるんですよね。ガス事業法を話しているはずなんだけど、液石法の話がたくさん出てくるということで、普通に考えたら液石法のほうで何か別のこの問題について議論する場を設けると。私もちょっと資源燃料部の分科会長なので、関係もありますので申しますが、そういうふうにしたほうが、ここの議論の時間節約というか、毎回同じような繰り返しになると思いますので、その整理をしたほうがいいんじゃないかと思います。

ただ、その競争条件が違うというところは非常に重要な問題で、やっぱり今回のシステム改革の私は最大のメリットは、需要家がエネルギー事業者を選べるようになるということだと思しますので、スイッチングについての負担を可能な限り軽減するというのは全く賛成であります。

そのことから考えると、余計な開栓の業務を減らすというのはいいと思うんですが、一方で全部導管に持っていくというのも一つちょっと問題があるかなと。つまり前も申しましたけれども、LP事業者の人が内管や計量まで含めて、代理店としてそこでワンセットでそのサービスをやって、さらに競争を強化するというような方向もあり得るかと思しますので、そういう方向でこれから事務局が検討されるそうなので、ぜひスイッチングというか、需要家から見て競争がどう促進されるかという立場から幅広く検討していただきたい。

となりますと資格制度に関して、都市ガスとLPガスとの垣根を可能な限り減らすというのは全く正しい方向だと思うんですが、逆に言いますとLPガスの資格のほうにも都市ガスの資格を持った人が入りやすくすることが必要なんじゃないかと。今、余り想定されていませんけれども、都市ガスエリアにLPガス事業者がスイッチングのところから入ってきて競争が起きる。あるいはLPガスのエリアに都市ガス事業者がスイッチングのところから入って行って競争が起きる。そのことが、消費者の方が問題にされています競争条件の違いからくるLPガスのほうのさまざまな問題の解決の一助になるというような流れもあろうかと思しますので、そういうつながりになるのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

橘川委員にご指摘いただいた点です。基本的にこの審議会での議題ではないことが繰り返し出てきて議論が停滞するのには、私も当惑しています。もし本当にLPガス市場でそのような混乱が起こっているとすれば、そういう姿を都市ガスで再現することを私たちは目指していない。

もうちょっとちゃんとした姿を目指しています。

これはさらにこの委員会で言うことじゃないと思うのですが、この都市ガスの制度設計がきちんとうまくいって、都市ガスのほうはこういう妙な混乱は起きず、LPガスのほうでは依然としてどれだけ指摘しても一向に状況が改善されないということがあったとすれば、それは競争状態が違うのかもしれないけれども、ひょっとしたら監督ないし制度設計する側の問題かもしれない。もしそういうことが本当に起こるのなら、真剣にLPガスは資燃部からひっぺがして、審議会もそっちの審議会に任せないで、新設の監視委員会なり、こちらでやることも検討すべき。そういう規制当局間の競争も検討するのは、長期的に意味があると思います。

それから大石委員にお願いですが、いただいた資料11の事例1とかというのも、少なくともこういう場で議論するには余りにも情報が足りない。例えば問題が起こったのは、この事業者が事前に契約をちゃんと見せたのに消費者がちゃんと読んでいなかったから起こったからなのか、あるいは事業者がそもそもそういう紙を出してくれなかったということなのか、あるいは事業者が嘘の説明をしたのか、あるいは事業者は料金表を渡したが、そこには1カ月後の料金しか書いていなくて、2カ月後は自由に料金を上げられる契約になっていたのか、なぜ消費者はそのようなひどい事業者から再度切り替えないのか。そういうことが何もわからない。さすがにこれだけ示されてもこの委員会で議論することはほぼ不可能です。もう少し何が問題だったのかがわかるように、もし今後もこの議論を繰り返すのであれば、直接の管轄の範囲でない事業を執拗に取り上げるのであれば、事例は可能であればこの委員会で議論できるようなところまで問題や事実関係を明らかにした上で出してください。お願いします。

○山内委員長

ありがとうございます。

お2人の委員から議事の内容、それから進め方についてご意見伺いました。これ事務局のほうとちょっと相談させていただこうと思います。

そのほかにございますか。

ありがとうございます。それでは一応この議事については終了させていただきます。何か必要であればまた追加的なご発言をお願いしたいと思います。

(2) 小売全面自由化の詳細制度設計等について

○山内委員長

議事につきまして進めさせていただきます。2番目の議事ですけれども、「小売全面自由化の詳細制度設計等について」ということでございます。

本日の議題の2番目は幾つか論点あるんですけれども、そのうちの論点5、これに関しましては日本ガス協会より資料の提出がありました。さらに東京電力、関西電力、中部電力の3社連名による資料と、それから石油連盟による資料の提出がございました。

このために説明の順番ですけれども、まず事務局からは論点の1から4まで、これをご説明いただきます。それから論点5につきましては、日本ガス協会の川岸常務から資料8のご説明をいただきます。続きまして大手3社を代表して東京電力の佐藤執行役員に資料9の説明をいただきます。さらに石油連盟の押尾事務局長から資料10の説明をお願いしたいというふうに思います。以上の説明が全部終了した後に、皆様からのご質問、ご意見を伺いたいというふうに思います。

それでは事務局、資料7からのご説明をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

ご説明します。資料7の1ページをごらんください。本日ご議論いただきたい論点として、5点整理させていただいています。

1. 経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準について
2. 託送料金原価の洗い替えを行うべき一般ガス事業者の範囲について
3. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度について
4. 二重導管規制について
5. スイッチングを円滑に進めるための仕組みについて、の5点でございます。

5. のスイッチングにつきましては、後ほど日本ガス協会様からご説明いただく予定です。

今回の論点はいずれも重要な論点であるため、全てご議論いただきたい論点、確認ではなくご議論いただきたい論点と考えております。また、1. 経過措置料金規制と、4. 二重導管規制につきましては、本日は大枠についてご議論いただきまして、次回以降、本日のご議論も踏まえて具体的な制度設計の案を事務局から提示させていただきたいと考えております。

2ページ目でございます。経過措置料金規制についてです。

今回の法改正におきましては、小売全面自由化を行うこととしておりますが、いわゆる規制なき独占による不当な料金値上げなどを防止する観点から、大臣が指定する旧一般ガス事業者については、いわゆる経過措置の料金規制を課すこととしております。この指定基準が論点となります。

3ページ以降に、これまでのガスシステム小委員会における議論を整理させていただいております。

3ページにありますとおり、一般ガス事業者の供給区域内における全世帯数に占める調定件数、いわゆるガスの供給契約を締結している利用者数の比率は、全国平均で約70%となっております。

ます。残りの約30%の世帯は、都市ガスが利用可能であるにもかかわらず、L Pガスですとか、オール電化など、ほかのエネルギー源を利用しているものと考えられます。

図表の3にありますとおり、グループ別に見ますと、大都市圏から地方都市に行けば行くほど利用率は低くなる傾向がございます。

また4ページ、図表の4、5にありますとおり、供給区域の拡張により供給区域内の世帯数は増加しておりますが、普及率は減少傾向でございます。ある事業者が利用者からの聞き取り調査を行ったところ、都市ガスからほかのエネルギーへの切りかえ理由について、光熱費が安いと思ったから、あるいは業者、電気店、訪問販売、知人に勧められてといった理由も挙げられております。ここから、利用者の好みに加えて、販売活動や価格面での競争も生じていることがわかります。

5ページにこれまでの本小委員会での主なご意見を整理させていただいております。

指定基準につきましては、都市ガス利用率75%程度以上という基準で区切り、限定的なものとするべきのご意見ですとか、あるいは利用率は供給区域内の平均的な競争状態を示す指標とは言い切れないのご意見。利用率75%以上は一旦経過措置料金規制を課し、それ以下のもの、例えば50%から75%は個々の事情を見て判断すべきといったようなご意見をいただいております。

6ページに、こうしたご議論を踏まえた報告書での記載ぶりを抜粋しております。

経過措置の対象事業者は、各地域でのL Pガスやオール電化など、ほかのエネルギーとの競争状況を個別具体的に評価した上で指定するとされております。

7ページに大枠のご提案をさせていただいております。

今、見ていただいたとおり、これまでの小委員会における議論においては、都市ガス利用率が75%程度以上である場合には経過措置料金規制の対象としてはどうかというご意見もございました。

他方で、都市ガス利用率75%を一律の判断基準とした場合、L Pガスやオール電化などとの厳しい競争にさらされながらも、一般ガス事業者の営業努力によってどうにか75%程度の都市ガス利用率を維持しているようなケースも対象となります。これをどう考えるか。

また、都市ガス利用率が75%未満である一般ガス事業者については、すべからく経過措置料金規制が課されないこととなりますが、これをどう考えるか。供給区域内において適正な競争が働いているか否かを確認するに当たっては、これまでの委員のご発言や報告書における記載も踏まえますと、都市ガス利用率のみではなく、ほかの指標も勘案しながら総合的に判断することが必要ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

続きまして8ページ、論点2．託送料金原価の洗い替えを行うべき一般ガス事業者の範囲に

ついてです。

改正法附則第18条第1項におきましては、一般ガス導管事業者に該当することとなる一般ガス事業者は、小売全面自由化の実施までに託送供給約款の認可申請を行い、経産大臣の認可を受けなければならないとされています。

9ページ、10ページに関連資料を載せていますけれども、前回の小委員会において整理された、一般ガス導管事業者に該当することとなる導管の要件及び託送供給約款の策定を不要とする承認基準に従いますと、8ページの中ほどにありますとおり、託送供給約款を策定すべき事業者数は128事業者ということになります。

11ページ、12ページに現行のガス料金の算定プロセスを記載しております。

ガス料金の算定に当たっては、いわゆる総括原価方式によりまして、将来の合理的な期間を原価算定期間として設定をして、当該期間における総原価を算定した後、機能別原価、さらには部門別原価の算定などを行うこととされております。

洗い替えと申しますのは、この原価を算定し直すことを指しておりますが、近年原価の洗い替えを伴う供給約款の認可を受けている一般ガス事業者も存在します。改めて原価の洗い替えを求める一般ガス事業者の範囲をどうするかが論点となります。

電気につきましては、15ページにありますとおり、東日本大震災以降、原価の洗い替えを伴う供給約款料金の認可を受けた事業者については、原価の洗い替えを求めないということとしております。

13ページにガスにつきましてのご提案を整理しております。

都市ガスの小売全面自由化に伴う託送供給約款の策定につきましても電気と同様の整理としまして、東日本大震災以降、直近の供給約款の料金の改定が原価の洗い替えを伴う認可である一般ガス事業者、すなわち類型（1）にありますけれども、この55社については原価の洗い替えを求めないということを原則としてはいかがでしょうか。類型（2）の直近の供給約款料金の改定が値下げ届出である事業者、66社。それから類型（3）の、どちらにも当てはまらない事業者、7社につきましては、原価の洗い替えを求めることとなります。

14ページに類型ごとの事業者リストを載せています。

ちなみに、大手3社は類型2に整理されておりますので、原価の洗い替えを行っていただくこととなります。

洗い替えについては以上でございます。

16ページ、論点3. 小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度についてです。

具体的には、需要調査・需要開拓にかかる費用を託送料金原価に入れるかどうか論点となります。

我が国におきましては、いまだに都市ガス導管網の整備が進んでいない地域が多く存在することも踏まえ、小売全面自由化後においても導管網の整備を促進し、その効率的向上を通じた需要家利益の拡大、例えば託送供給料金の低廉化を図る観点から、一般ガス導管事業者の託送供給料金については総括原価方式による料金規制を存置することとしています。

また、1月の本委員会の報告書においては、ガス導管事業者が導管施設に先立ち、ガス小売事業者に潜在的な利用者の需要調査を依頼する場合、調査費用を託送供給料金で回収できる仕組みなどを検討すべきであると記載されているところであり、小売全面自由化後も導管整備を促進するための託送供給制度のあり方が論点となります。

事務局といたしましては、17ページにございますとおり、一般ガス導管事業者が、都市ガス導管網がいまだ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進に資する宅地や工業団地の開発計画ですとか、あるいはこれに資する工場等の燃料転換の可能性に関して行います需要調査・需要開拓にかかる費用については、その妥当性を国が厳格に審査するという前提のもと、託送料金原価に参入することを認めることを提案させていただきます。

また、これらの需要調査・需要開拓につきましては、一般ガス導管事業者よりもガス機器、あるいは料金メニューを需要家に対して具体的に提案することができるガス小売事業者が行ったほうが効率的であることも想定されます。したがって一般ガス導管事業者がこれらの需要調査・需要開拓をガス小売事業者に委託する場合における委託費につきましても、その妥当性を国が厳格に審査するという前提のもと、託送料金原価に参入することを認めることとしてはいかがでしょうか。

なお、現行の一般ガス事業者たる一般ガス導管事業者が上記の委託を行う場合においても、自社の小売部門を優先的に取り扱うことは当然認められないと考えております。

例えば18ページの右側の図にありますように、その場合には新規参入者も含めて、需要調査・需要開拓を行うガス小売事業者を公募などにより選定してもらうことが必要かと考えています。18ページの図の左側は、一般ガス導管事業者がみずから直接、需要調査・需要開拓を行うケースでございます。右側の公募を行う場合は、注で書かせていただいておりますが、公募が公平になされているか否かについては、電力・ガス取引監視等委員会が監視するということとしてはいかがでしょうか。

本論点につきましては、17ページの注2にございますとおり、①としては託送料金原価への参入に当たり、需要調査と需要開拓を同列に扱うか否か。あるいは、②需要開拓に要する費用の

うち、どの程度の参入を認めるか。③ガス小売事業者がガス導管事業者の委託を受けずに自主的に需要調査などを行った場合の取り扱いをどうするか等々、さらに詳細を整理することが必要だと考えております。

20ページでございます。論点4．二重導管規制についてです。

まず、二重導管規制とは、ガス導管事業者がその事業の用に供する導管を一般ガス事業者の供給区域内に敷設しようとする場合、当該一般ガス事業者の供給区域内の需要家の利益が阻害されるおそれがあるか否かを国が審査をしまして、このようなおそれがあると認められる場合には、届け出られた計画の変更や中止を命令することができるという制度でございます。

二重導管規制の趣旨は、既存導管網の効率的活用を図り、一般ガス事業者の供給区域内の需要家の導管利用コストの上昇を抑える。さらにはその効率的な導管網の形成を促すということにございます。

1月の本委員会の報告書におきましては、小売全面自由化後においても二重導管規制を維持することが適当としております。

その上で、変更・中止命令の判断基準については抜本的な見直しを行うということとしまして、既存導管網の有効活用と需要家の選択肢拡大の観点から、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て必要な措置を講ずるべきというふうにされております。

21ページに現行の基準を記載しております。

原則的な基準が、左側の類型A、B、C、それから例外基準、右側に①、②が示されております。

類型Aの一般ガス事業者の既存本支管から分岐して需要家にガスを供給できる状態にあるケースでは、届け出に対する変更または中止命令を発動するというようにされております。すなわちガス導管事業者からの供給はできないということになります。

類型Bですけれども、既存の本支管から分岐して需要家にガスを供給できる状態にあるけれども、余力がないといったような理由で本支管等の設備増強が必要なケースでも、届け出に対する変更または中止命令を発動するというようにされております。

類型Cの既存の本支管等からの延伸を要するケースでは、届け出に対する変更または中止命令は発動されないものとされております。

例外基準のほうですけれども、①では新規参入者のLNG基地の近傍において、一区画とみなせる地域内の需要家に対しては、新規、既存問わず、新規参入者の導管によるガス供給が可能ということとしております。

例外基準の②ですけれども、発電用の導管、卸供給用の導管から直着で供給が可能な需要、

直接その導管がその敷地に接している場合、直着と呼んでいますけれども、直着で供給が可能な需要であり、かつ新規事業の場合、こちらについては新規参入者の導管によるガス供給が可能ということにしております。

22ページ、23ページに、これまでの小委員会における主なご意見を記載しております。

二重導管規制は大きく緩和すべきとのご意見。一部の利益のためにほかの人の不利益がどの程度になるか、シミュレーションをした上で、納得できるような範囲内で制度運用を図るべきとのご意見等をいただいております。

25ページに方向性のご提案を書かせていただいております。

一般ガス事業者がその導管で受け入れることができるガスを、当該一般ガス事業者の近隣の需要家に供給しようとする場合には、既存の導管網の有効利用を図る観点からは、一般ガス事業者が行う託送供給を利用するということが原則であるというふうに考えています。

他方で、いわゆる未熟調ガス、熱量調整をしていないガスといった一般ガス事業者がその導管では受け入れることができないガスをガス導管事業者が需要家に供給しようとする場合には、一般ガス事業者が行う託送供給を利用することができないことから、未熟調ガスは供給されないという状況でございます。二重導管規制の見直しに当たっては、こうした観点も踏まえながら検討を進めることとしてはどうかと考えます。

また、現行の判断基準におきましては、若干テクニカルなんですけれども、ガス導管事業者は、新規事業に対してのみ供給が可能なんですけれども、ガス導管事業者が新規事業である需要家に対して供給を開始した後、当該需要家が一般ガス事業者へ供給者を変更した場合、一般ガス事業者が需要を取り戻した場合、当該需要については当初、当該ガス導管事業者が獲得した需要であるにもかかわらず、供給者を変更した後は新規需要とは扱われず、ガス導管事業者が供給することは認められないといった運用になっております。少なくともこの点は改めることをご提案したいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、日本ガス協会、川岸常務から資料8についてお願いいたします。

○川岸オブザーバー

ガス協会でございます。ありがとうございます。スイッチングを円滑に進めるための仕組みの現在の検討状況についてご説明をいたします。資料8の2ページでございます。

スイッチングを円滑に進めるための仕組みを検討する際の基本的な考え方といたしまして、

一番上の枠組み内にある2点を挙げております。

1点目は、小売全面自由化後のスイッチングにおきまして、お客様の利便性及び小売事業者の負荷軽減を図る仕組みとすることとさせていただきます。

2点目は、先行されます電気との整合性にも留意をしつつ、消費機器保安などのガスでの特性を踏まえた内容とすることとさせていただきます。

一番下の枠組み内にございますように、このような基本的な考え方を踏まえ、現在鋭意検討を進めておりますが、電気の広域的運営推進機関の提供する全国一律のスイッチング支援システムは構築できないわけとさせていただきますが、各一般ガス導管事業者のスイッチングにおけます業務フローや、検索可能情報を標準化することによりまして、同等程度の仕組みとすることを目指しております。

また大手3社につきましては、個社ごとに情報システムでの対応を行う予定でありまして、電気のスイッチングシステムを参考に、託送契約、手続、機能、それと情報検索機能を装備する予定とさせていただきます。

3ページとさせていただきます。今回のガスのスイッチングにおける業務フローを検討するに当たりましては、先行する電気の業務フローを参考にしておりますので、そのイメージ図を記載させていただきます。

続いて4ページを見ていただきたいと思います。ガスのスイッチングにおきます業務フローのイメージを記載しております。

基本的に前ページの電気と同様のフローといたしまして、電気のスイッチングにおきましては電力広域的運営推進機関が担っております。小売事業者間、ここでは小売事業者A、Bと記載しておりますが、この間の廃止取次の連携機能を、ガスにおきましては一般ガス導管事業者が担う予定とさせていただきます。

なお、円滑なスイッチングを実現するためには、電気の場合でも同様だと思いますが、スイッチングの申請前に、お客様と小売事業者との間で契約事項の確認を十分に行っておくことが前提かつ重要と考えております。

5ページとさせていただきます。検索可能な需要家情報項目の検討におきましても、先行する電気の項目を参考に検討しておりますので、その項目を記載しております。

6ページとさせていただきます。ガスのスイッチングにおきまして、検索可能な需要家情報の項目を記載しております。詳細は検討中ではございますが、基本的に電気と同様の情報項目を検索可能とする予定とさせていただきます。

また、⑧の使用量情報及び⑨の保安情報の検索には、お客様の承諾及び本人確認書類の提示

が必要と考えておりますが、その他の情報項目につきましては、個人情報の取り扱いを含めまして現在検討中でございます。

次の7ページでございます。9月24日に行われました第2回の保安対策ワーキングの資料でございますが、緊急時におきますガス小売事業者の連携協力といたしまして、小売事業者が導管事業者に提供することが必要とされた消費機器等が記載されております。参考に抜粋をしております。

最後に8ページでございます。このスイッチングの仕組みにつきましては、全面自由化に向けた実務面での重要な検討事項の一つと認識をしております。

前日も申し上げましたが、現段階では詳細制度の内容がまだ未確定でございますので、情報システムの構築、回収に必要なシステム要件の確定に至っていないのが現状でございます。しかしながら、ある程度想定を置きつつ、大手3社を中心にスイッチング業務フローなどの検討に着手しております。

引き続き、各一般ガス事業者の企業規模や業務遂行体制などの実態も考慮しながら、円滑な手続となる仕組みの標準化を検討してまいります。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

それでは、東京電力の佐藤執行役員から資料9の説明をお願いいたします。

○佐藤オブザーバー

東京電力の佐藤です。二重導管規制について、電力の要望をお話しさせていただきます。

我々は今回のガスシステム改革に当たりまして、新規参入者の立場としてさまざまなお願いをさせていただいております。これは今回のガスシステム改革が全面自由化を踏まえての議論であるからであります。

今回の議論は、これまでの大口部門に限った部分自由化ではなく、全面自由化であり、これまでも増して競争促進、お客様利益最大化のため、事業者間の公平な競争環境整備、ガス導管部門の中立化を強く求めるところであります。

そのためにも、過度な規制等による参入障壁の排除、既存事業者への配慮に重点を置いた非対称規制の解消、実業務における差別的扱いの排除をぜひともお願いいたします。

では、二重導管規制についてお話しさせていただきます。2ページをごらんください。

これが現在の二重導管規制の判断基準ですが、熱調ガス、未熱調ガスによる区別はございません。これはどういうことかと申しますと、熱調したガスを送っている導管の近傍に新たに熱調し

たガスを送る場合、すなわち託送制度を利用できる場合と、いわゆる未熱調ガス、言い換えれば託送制度を利用できないガスを送る場合が同じ規制になっているということです。

もちろん未熱調ガスとして託送制度を利用できるのであれば、当然託送制度を利用すべきであります。しかし現在、未熱調ガスとしては都市ガスの託送を利用できません。新たに熱調設備を建設し、LPGの貯蔵設備を建設し、さらにLPGを添加しなければ託送制度は利用できません。コスト的にも高くなってしまいます。

このところを何とかしてほしい、これが我々の要望であります。未熱調ガスでよいので送ってくれないか。電力の導管が近くにあるのでここから直接ガスを送ってくれないかなどの要望が多数寄せられています。このようなお客様へ安価なガスを直接お届けしたい、そのような思いから二重導管規制の緩和をお願いしているところでございます。

また、今お話ししたように、熱調ガスと未熱調ガスが同じ規制となっていることから、この規制は原則供給不可であり、一部例外的に供給できるとの基準であります。この点については12月の小委の報告書でも、判断基準について抜本的な見直しを行うとの記載もございますので、ぜひともよろしく願いいたします。

3ページ以下で、二重導管規制に伴う我々の考え方を改めてお示しさせていただいております。

お話ししたことと重なる点もございますが、改めてご説明いたしますと、緩和の必要性については、未熱調ガスは熱調ガスと接続することができない。接続するためには新たなLPGの調達や、LPGの受入設備や貯蔵設備、さらには熱調設備が必要となること。

コスト面から未熱調ガスをご要望するお客様がいらっしゃる。さらには熱調ガスと未熱調ガスが競合することにより、天然ガス需要の活性化が期待できること。

既存導管網への影響については、そもそも天然ガス需要は、既に石油やLPG、あるいは電気などとの競争があり、需要自体が競争環境下で変動すること。ガス導管事業者は、託送料金低減のため不断の効率化努力が求められていること。

ただし、二重導管規制の緩和が著しくお客様の利益阻害性につながってはいけないことから、緩和に当たっては十分な配慮が必要なことは申すまでもございません。

また、電力が既に償却した導管を活用してガスの供給を行うことに関しては、電力用導管は既にあるインフラであり、それをガス使用で活用することは社会全体から見れば資本の有効利用につながる。また、敷設された地域は限定されており、活用にはおのずと限界があること。また、活用にあたっては適正な会計分離を行い、公正に費用配分をしていること。

以上が我々の考え方でございます。

このような考え方を踏まえまして、我々としては9ページのような見直しの方向性をお願い

したいと思います。

二重導管規制の判断基準は、熱調ガス、未熱調ガスを同一の規制とするのではなく、未熱調ガスの供給については、現在の類型A、B、Cの判断基準ではなく、原則供給可としてほしい。ただし一般ガス導管事業者のお客様への利益を阻害しないよう十分配慮し、例えば未熱調ガスが供給されても託送料金が上がらない範囲をあらかじめ設定するなどの措置を講じることでお願いしたいということでございます。

電力からのご説明は以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、石油連盟の押尾事務局長から資料10の説明をお願いしたいと思います。

○押尾オブザーバー

ありがとうございます。それでは早速資料のほうに基づきましてご説明をいたします。

まず1ページ目ですけれども、最初に石油業界の目指す方向性についてでございます。

現在、石油業界では、石油精製・元売りをコアとしつつ、総合エネルギー産業化の取り組みを進めているところでございます。そのため、ガス市場における実質的な競争の活発化を期待しているところでございます。

2ページ目をごらんください。本日の論点に関連する要望事項でございます。

まず、託送供給制度につきましては、部門間の内部補助の防止や、原価の配賦方法の適正性、妥当性の確保を通じた厳正な算定をお願いしたいと思います。

また2つ目の丸ですけれども、法的分離を実施するまでの間は、公平性・透明性を高める取り組みといたしまして、既存の一般ガス事業者も含めまして小売ガス事業者への請求書等におきまして、託送料金相当額を明示するなどの仕組みをご検討いただければというふうに思っております。

次に、同時同量制度につきましては、前回議論されました供給確保義務とも関連いたしますけれども、導管の貯蔵機能を新規参入者も活用できるよう1日同時同量など、より柔軟な方法の検討をお願いしたいと思います。あわせて現行の10%以内の乖離幅の緩和についてもご検討をお願いできればと思います。

それから二重導管規制につきましては、規制の緩和によりまして一般の需要家の方の利益が著しく損なわれるということは問題でございますけれども、未熱調ガスの利用促進の観点、利益阻害性判断基準が、結果として参入障壁になっているのではないかという観点からの見直しをお願いいたします。

それから経過措置料金規制につきましては、電力システム改革同様、監視等委員会が判断する仕組みが導入され、規制なき独占がないようお願いしたいと考えております。

最後に、需要家情報システムにつきましては、保安情報も提供されるようにしていただきたいと考えております。

では3ページをごらんください。前回の論点に触れまして恐縮でございますが、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

供給確保義務につきましては、先ほど述べました同時同量制度の見直し結果を踏まえた検討をお願いしたいと思います。また供給力確保の観点から、卸供給取引につきましては相対取引の活発化をお願いしたいということと、さらには、将来的には卸取引市場創設のご検討もお願いしたいと考えております。

最後に、開栓時の業務に関してでございますが、新規参入当初は、結果として小規模な需要しか確保できない可能性があり、参入当初から個別に組織体制を構築することは、採算確保の観点から実質的な参入障壁になる可能性がございます。

私どももエネルギー産業の立場といたしまして、安定供給の観点から保安責務の重要性は承知しておりますが、結果として保安業務が新規事業者の参入障壁とならないよう、開栓時の保安業務のみならず、その後の定期的な保安業務を含めて、確実に委託が可能となり、料金面で公平な条件を設定する仕組みをガイドラインで担保していただくようお願いしたいと思います。

私どもの説明は以上でございます。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

事務局、川岸常務、佐藤執行役員、それから押尾事務局長のご説明がございましたので、踏まえて、皆さんからのご意見、ご質問等、ご発言をお願いしたいと思います。先ほどと同じ要領で進めたいと思います。ご発言ご希望の方は名札を立てていただければと思います。

いかがでしょうか。

橘川委員どうぞ。

○橘川委員

ちょっと次の予定があつて1時に抜けなきゃいけないので、早めに発言させていただきます。

まず経過措置ですけれども、必ずしも私、75%主張したように読めますが、余り意味がある数字ではないということなので、個々の事例で検討するというのはいいいと思います。

ただ、競争なき独占のほうもチェックしなければいけないのはもちろんなんですけど、一方で具体的に言いますと、関東の第3グループの今後、競争の焦点になってくると思うんですけど

も、LPも含めまして、この人たちがむしろ経過措置の対象になることによって競争しにくくなるというような状況も避けなきゃいけない。そちらもやっぱり消費者にとってはデメリットになると思いますので、個々の事情を考えるとときに競争なき独占の方向とともに、経過措置が競争を抑制するということがないように考えていただきたいと思います。

それから洗い替えの対象については、結果的にはこれでいいかと思うんですが、ちょっとよくわからないのは、この間に油価が変わって、燃料価格がかなり変わっていますので、その分が、例えば値上げした会社がある後、燃料価格が下がったときにちゃんと対応しているのかどうかとあたりが、検討されるのかどうかというのがちょっと、値上げしたところは対象外でやり方で若干心配であります。

ただし率直に申し上げまして、洗い替えをする側の人的資源を考えると、かえって余り対象をふやしちゃうと何か1個の洗い替えが甘くなるというようなメカニズムが起きるんじゃないかということ、これ間違っていたら恐縮ですが、間違っていない場合はこのように、ある程度絞り込むというやり方に反対いたしません。

それから二重導管問題です。まずコミュニティー協会の松村専務は、このタイミングで発言するべきだったんじゃないかと思います。前半の話でいう話でもちょっと何かかみ合いが悪かったと思います。そもそも松村専務が言われた二重導管と、ここで言う二重導管をちょっと区別したほうがいいんじゃないかと思います。同じメタンガスを供給する二重導管と、メタンガスとプロパンガスを供給する二重導管はやっぱり違うんじゃないかと思います。後者は普通に競争してもいいんじゃないかと思います。まずそれが第1点。

それから2番目なんですけれども、この問題を議論するときにいつも哲学的な論争になっちゃいまして、二重導管の規制を維持する側は、これを緩和してしまうと末端のほうの需要家が損失するような送料の値上げが起きるといわれます。一方で、緩和すべきだという側は、これを受けた側の人たちが安い値段で燃料費を上げることによって、ひいては日本の競争力強化が強まるということを言います。

どっちももっともだと思うんですが、要するにバランスの問題だと思いますので、両サイドがもう少し具体的なイメージがわかる定量的なデータを出してくださらないと、定性的な議論では詰まらないんじゃないかと。きょうのレポートを見ている限りだと、電力側のほうが若干そこに踏み込んだデータが入っているかと思いますが、今後の議論のためにはそこが必要なんじゃないかと思います。

それから同じような話なんですけど、未熟調という定義がよくわからないですね。電力の方の発表、冒頭は一般ガス導管事業者の導管に入らないものが未熟調だと言われていたんですが、後

半のほうになってくると、LPの調整をしないものが未熟調だと言っているような感じがいたしまして、この間は重なる部分もありますけど、違う部分もあると思います。

本当に入らないのかどうかという議論をちゃんと詰めるためには、Nm³当たりのメガジュールが、幾つから幾つかを熟調といい、それ以外を未熟調というというような定義を明確にしないと議論が詰まらないような気がいたしますので、今後、事務局でそのところをちゃんとしていただければありがたいなというふうに思います。

それから、基本的には私は競争すべきだという方向なんですけど、その未熟調を認めていくという方向になった場合、1点だけちょっとよくわからないのは、導管を通じて競争という状況になるわけですが、片方は一般導管事業者で、未熟調で供給する人は多分、特定導管事業者になるんじゃないかと思うんですけども、その場合の枠組みが登録制度と届出制度で違っていたり、これは電力だけじゃなくて、JAPEXやINPEXなんかも含めての話になりますけれども、導管を通じた競争ということが起きるときに、この一般と特定導管というこの枠組みのところを、最終保障なんかは差をつけたほうがいいと思うんですけども、今まで考えてきたのとちょっと変えたほうがいいのかようなところが生じるのではないかというような、お聞きしていて心配を持ちました。

全体として、多分、時間から考えると月1でやっていて、間に合わせるためには年内にある程度結論を出すという話ですと、ざっと委員の意見を聞いて、どかんと最後に事務局が裁量を出して、委員長が判断するという形が極めて予想されるので、委員長のお考えが私は非常に重要になると思います。

聞くところによると委員長はヨーロッパに出かけられて、スイッチング含めて大分知見をさらに深められたと聞きますので、可能ならば結構なんですけど、次回あたりに委員長がヨーロッパ報告という形で結構ですののでしていただくと、大体、委員長、何考えているのかなというのがわかるかなと。それは議論を民主主義的に進める上で必要なのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

今のところだけ回答すると、検討いたしますので。

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず経過措置料金の範囲に関して、前回と全く同じことを言うのですが、私はこの範囲に関してどこが妥当かという議論は、経過措置料金を課されない事業者にどのような規制を課すのかに

かかっていると思います。そこが完全にフリー、文字通り自由に値上げできるとすると、消費者としては経過措置料金の規制がかからない範囲が相当狭くないと心配だと思います。一方で、経過措置料金は課さないけれど、野放図な値上げはちゃんと監視する体制が整えられているのであれば、経過措置の範囲は相当狭くても安心できると思います。どのような範囲が適正かは、経過措置料金が課されないところに、どういう対策を考えているかに依存する。

私はもうずっとワンパターン、ばかの一つ覚えみたいに同じことばかり言っていますが、今の一般ガス事業者に対しては、少なくとも一つの標準的な約款を公表して、最悪でもこれでは消費者が供給してもらえることを明らかにする体制にし、その料金が少なくとも平均的には上がっていない。リバランスはあるかもしれないけれども、リバランスで説明できる範囲の料金水準であるということを行政当局が、必要があれば確認する。消費者から苦情があり、調べた結果リバランスの範囲では説明できない料金であると考えられる場合には、事業者の説明を求めて、どう考えてもコストベースと思えないという場合には変更命令を出すというルールをちゃんと設計するのであれば、経過措置の範囲はご提案通り、比較的狭めになったとしても、問題はないと思います。

前回は全く同じことを言ったのですが、ここがどうなるのかによって今回の提案に賛否は言い難いので、ここがどうなるのか決着してから、もう一度発言させていただきます。

次に、需要開拓費を託送料金に入れるという問題については、既に頭出しがあり、公正な形にしてくれという要請に対応して、入札をきちんと行うということですので、基本的に文句を言うことはない。ただこの場合に、何が対象になって、更に入札の制度をどう設計するのかは、事業者が勝手にやってよいというわけにはいかないと思います。一定の監視が必要。

今でも、例えば電気であれば、電源の入札等に関しては一定の監視が入っている。ガスの場合には、託送料金に入れる訳ですから、より透明性は必要。しかもネットワーク産業全体で見ても、世界的にも国内的にも標準とは言い難い形で入れるので、透明性の要求は電源入札以上に高いと思います。何らかの第三者による外部監視は不可欠だと思います。

今、言ったことと矛盾するようですが、やり方としては、基本的にはある種の需要開拓費のようなものを負担したけれども、そのコストも回収できないうちに別の事業者にとられるということになったら、天然ガスの普及促進にマイナスという問題意識だと思うので、考え方としては、新規の需要、白地地域にこれから導管を引くところの開拓だとか、あるいはボイラー使っていたものを完全に変わるとかということで大規模に需要が増えるだとかという、かなりの程度新規といえるようなものに関しては、一定の年限、託送料金を減免するというやり方もあり得る。結果的には割引分は広く負担することになりますから、開発費を実質的に全体で負担する点で、提案さ

れた入札制にかなり近い制度になると思います。

どっちのほうが公平性だとか、運用がしやすいか、目的に合うかという観点を考えながら、どちらかのやり方でやればよいと思います。そちらのほうが絶対いいということをつもりではないが、選択肢の一つとして検討できるのではないかと。

次、二重導管規制についてです。橘川委員は若干誤解されているのではないかと思います。つまり未熟調天然ガスと、流せない天然ガスは違うものではないかということをおっしゃったのですが、私は基本的に同じだと思います。

諸外国では、一定の範囲の熱量のものを導管に流すことを認める制度があるわけですから、その場合には2つは違って来る。日本でも原理的にはそのような、世界的に見れば標準的な対応も可能。今回の制度改革では、そのような対応を諦め、ピンポイントで熱量を決めて、将来的には全国统一の熱量に調整してガス導管網に入れることにした。したがって一定の範囲のものは入れられるということではなく、未熟調のものは基本的にはほぼ確率1で入れられないという形になっている。入れるためには必ずプロパンかなにかで何らかの熱量調整を強いられることになっているので、未熟調天然ガスと導管に入れられない天然ガスの2つは同じになっている。

その意味で二重導管規制というのは、従来の議論では未熟調のものでも一定の範囲なら入れられるという制度を将来つくれる可能性があるという前提でなされたわけですが、10年以上も議論したあげくそのような制度は採用しないということを、ガス業界の要求で決めたのですから、それを前提にして、新たに基本的に違うガスだと整理されたのだと思います。

これに関しては、導管に入れられないガスなのだから原則自由にするということになっていたと思いますので、その方向でぶれずに進むべき。ただ電力業界の資料9のスライド9でも、あるいは石連からも口頭で説明があったとおり、著しく影響があるようなときには配慮するのやむを得ないということは言っていたので、当面一定の規制は入ってもいいのかもしれない。

その場合には、例えば形式的に既存事業者の需要量の例えば5%を超えるような、5というのは意味があるわけじゃないので、よりよい数字があれば検討していただければいいのですが、一定程度以上の需要に相当するようなものであるならば、きちんと影響をチェックする。それ以下のものについては、原則認めることにして、著しく影響がある可能性がある案件については厳格にチェックするという歯止めをかけることも考える余地はある。

以上です。

○山内委員長

それじゃ、橘川委員。

○橘川委員

私、誤解しているのかもしれないんですけど、ただ最近、天然ガスの中に熱量の幅があって、プロパンは使わないで熱調するとか、何かそういうケースがあるようなことを聞いていますので、プロパン入れるか入れないかということと、熱調か未熱調かということはちょっと違うようなふうに私は思っています。そこもし間違っていたらあれですけど。

ということは、いずれにしてもプロパン使うことが多いと思うんですけど、この未熱調が認めるといことは、実はプロパンガス業界の需給を大きく変える可能性もまたありますので、先ほど前半の話と同じなんですけれども、プロパン周りで審議しなきゃいけないことはいろいろあるんじゃないですかということの1個です。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは二村委員、どうぞご発言ください。

○二村委員

ありがとうございます。経過措置料金の件ですけれども、やはり消費者としましては、形式的に自由化をしているということよりは、消費者が事実上、事業者を選ぶという条件が整備されなければ慎重にならざるを得ないと思っています。

実際は、LPガスとかオール電化との競争ということも書いてありますけれども、実態的に都市ガスからLPガス、都市ガスからオール電化という切替は、工事をする必要もありますから、電力のように簡単には切りかえはいかないのかなというふうに思います。そういう意味ではこちらにあるような、普及率というんでしょうか、そういった単純な数字でははかれないのかなと思います。やはり競争状態というものを個別に判断いただくような、そういう制度をご検討いただいたほうがよいのではないかと考えております。

それに関連して、もし可能であればお答えいただけると判断の参考になるのですけれども、日本ガス協会には、実際、都市ガスの事業者の相互参入というのはどれぐらい起こり得るものなのか。電力会社には、二重導管規制の資料などを見ましても、大手の需要家のほうに進出ということはわかるのですけれども、電力会社が一般家庭向けにどれぐらい参入をするものなのか。本当に消費者が複数の選択肢の中から選ぶような状態になるのかということを知りたいです。

以上が経過料金の措置料金の問題で、それから二重導管規制についてですが、私たち消費者からしますと、どちらの意見ももっともという感じがして、実際にはこの二重導管規制が変更されることによってどれぐらい末端の消費者のところインパクトがあるのかということを知りたいと思います。予測とか、シミュレーションということになるのかもしれませんが、もうちょっとリアルに出していただけると、やっぱりこれでは困るとか、それならいいんじゃないか

というふうに言えるかと思います。消費者への影響を判断するための情報をもう少しいただければというのが願いです。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は草薙委員ですね。

○草薙委員

ありがとうございます。託送供給約款の認可に当たっての原価の洗い替えを求める対象について、意見を申し述べさせていただきます。資料7の15番のスライドがわかりやすいと思います。

この洗い替えにつきましては、先ほどの事務局の説明では事実上今回決着する可能性があるようでございますが、私は基本的に賛成させていただきます。ただ、今回の事務局提案というのは制度の根幹にかかわることであるため、質問をさせていただきます。

第7回電力システム改革小委員会の制度設計ワーキンググループの資料から抜かれております項目、この2つ目なんですけれども、私は電力と平仄を合わせるということは非常に重要だと思っております。

そこで2つ目のポツで平成28年度以降の自己評価の強化徹底を前提とするということで原価の洗い替えを求めないということ。これは電力できちぎちやっている、そのことを踏まえての提案であり、妥当性があるというふうに考えますけれども、しかし料金算定そのものを捉まえるわけではありませぬので、その正当性というのはやはりしっかりと見ていく必要があるということだと考えております。

そして、何よりもそもそもガスにおいても、例えば東日本大震災を区切りとすべきなのかといったこと、その区切りをすることの適正性、妥当性ということはきちんとご説明をいただければ納得感が高まるだろうというふうに思います。全面自由化に間に合わせなければならないという各経済産業局の負担に鑑みまして、やむを得ないことは理解しております。

それから、ちょっと前の11ページの注1のような場合での1年間の料金査定でもって、これを3年分に引き延ばすということの制度運用の適切性、妥当性、こういったことについても合理的な説明があると納得感が高まるというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次、福田委員ですね。

○福田委員

私のほうからは論点3の導管整備を促進するための託送供給制度についてご意見申し上げます。スライドの16～18枚目に出ている事務局案の基本方針については、特に託送供給料金の低廉化という観点からは、基本方針については私自身は異論は特にございません。しかし一方で、この託送供給制度、16番のスライドのあたりに、例えば報告書の下の説明の1行目のあたりや19番目のスライドのエネルギー基本計画の説明の部分の一番下の行にも説明がありますが、小売や需要家の選択肢の拡大という以外にもう一つ重要な観点として、供給体制の強靱性の向上という、託送供給料金を設定するに当たり考えないといけないよという趣旨が書かれていると思います。しかしながら、今回のご提案の資料の17ページ、18ページ目あたりを見ても、この強靱性の向上という観点が余り盛り込まれていないように思います。

強靱性の向上について、具体的には、地震などの自然災害を念頭に置いたものと思いますが、供給ネットワークの冗長化の効果や、耐震化のような投資をどう評価するべきかという話かと思いますが、こういった話は必ずしも平常時の話ではなくて非平常時の話ですので、必ずしも経済原則に則らないような話かと思います。

このような論点は、個人的には、供給料金の話だけでとどめるべきものではなく、全体最適なガス導管のネットワーク整備の話に関連づけて議論すべきものだと思っておりますが、このあたりを託送供給制度の中でどういうふうに位置づけるのかという点について、明確にさせていただければと思います。

個人的には、このような視点は行政関与の程度が大きくならざるを得ない項目だと思いますし、料金のお話だけでおさまるような議論ではなく、さらに上位の政策という観点から捉えるべきことのように思う次第です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次なんです、ちょっと順番が。柏木委員と深山委員、どっちが先に上げたかな。

じゃ深山委員、どうぞ。

○深山委員

まず経過措置料金のことについてはもう既に大分ご発言もあります。基本的に事務局のほうで大枠の方針として示されている点、すなわち都市ガス利用率であるとか、それが75%という数字に余りこだわらずに個別に見る、あるいは総合的に見る、いろんな手法を勘案しながら適用範囲を決めるというこの整理、この基本的な方針については私も賛成するところであります。

その上で、先ほど橘川委員からご指摘のあった点、あるいは松村委員からご指摘のあった点

は全くそのとおりだと思います。すなわち、橘川委員が言われた経過措置料金が課されないことによって、そこがどう規制されるのかと……それは、ごめんなさい、松村委員ですね、その点とそれから経過措置料金規制が結果として規制が課されないところにおけるような競争を阻害する側面があるというのは非常に重要な指摘だろうと思います。

そこは全く同じ意見だということをお願いした上で、1点つけ加える意見として、この経過措置料金規制を適用する期間についてどのぐらいの期間を想定しているのかということが一つ重要な点だろうと思います。経過措置というぐらいですから、一定期間ということをも想定している概念だろうと思うんですが、例えば都市ガス利用率一つとってみても、実際に自由化されると今の市場とは大分状況が変わることが想定されます。したがって適正な期間、余り長くない3年なのか、5年なのか、そこは議論いただきたいところですけども、一定の限定された期間に適用される規制であると思います。もちろん状況によってそれをまた延ばすということもあり得るとは思いますが、やはり一定の期間に限定して議論する必要があるし、立法技術的には「当分の間」というような表現にして、それが事実上、固定化してしまうということがないようにしていただきたいというのが、私が1点つけ加える意見であります。

あと、二重導管規制のところは既にご意見が出ているように、抽象的な議論をしているとなかなか決着がつかない問題だろうと思います。これも橘川委員や二村委員からもご指摘のあったように、具体的な場面を特定し、どの範囲で二重導管規制をするのかしないのかという範囲をもう少し切り分けた議論が必要だろうというのは私も全く同感であります。

以上です。

○山内委員長

それじゃ、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

ありがとうございます。2つ申し上げたいのですが、1つは、この導管整備費の託送料金への参入範囲です。今度の法律はパイプラインの分社化まで踏み込んでいますから、ある意味では分社化するということは中立性を上げる。中立性を上げるということは、ある意味では新規参入者の託送をどんどんふやすことによって流れやすいパイプラインをつくっていくことである。そうでないとなかなか託送料を下げることはできませんので、そういう意味ではこの参入範囲をどこまで、流れやすいパイプラインをつくるための範囲というのは託送料の中にどこまで含めるかというのは非常に重要な問題だと思っています。

先ほど福田委員もおっしゃったんですけども、強靱化の観点で耐震構造だとか、サプライチェーンの破断というのは、起きてはならない、最悪の45項目48か何かの一つに入っていますの

で、そういう意味で、強靱化の観点というのは非常に重要な問題だと思っています。

それと同時に流れやすくするという観点からしますと、いつもずっと一貫してエネルギーミックスのときも申し上げてきたわけですが、分散型電源が一定割合デマンドサイドに入ってくる、すなわち熱電併給システムのような格好になっていて、家庭部門であればエネファームだし、工場であれば大型のガスタービン、ガスエンジンのようなものが入ってくると、こういうことによって流れやすいパイプラインに変わっていく。中立性を担保できれば、より多くの人々がガスシフトに移ってくる。そうなることで低炭素型にも貢献するわけですから、そういう意味ではCO₂の削減につながるということは、国自体の公益性にもプラスになる。

そうなることややはり技術開発というのが、もちろん民間がやるんだと思いますが、だけれども、やはり世界の中で、技術立国日本で、分散型電源では今、世界一を出していますけれども、その技術開発費用というのを、例えばガス導管事業者がやる場合とか、あるいは小売業者に委託してやるのか、そういう場合に技術開発の費用というのを託送料金に乗せるべきか、べきでないか、そこら辺は今後じっくり検討していただいた上で、ある一定規模こういう公益性があると、居住間環境も含めて考えたときに、この託送料金の算定範囲に入るべき項目として検討課題に入ってくるんじゃないかというのが1点目です。

2点目はやはり重い課題でこの二重導管規制である。原則的にはやはりできるだけユーザーの選択肢がふえて、ユーザーが、例えば未熱調といっても、先ほど橘川先生もおっしゃっていましたけれども、範囲が何か明確でないのではないかと。今一応、45MJ/Nm³というのが都市ガスといわれている、これだったらパイプラインを通せることになるんだろうと思いますが、それ以外のものをどういうふう考えられるんだろうと思いますけれども、水素なんかも入ってくるのか、あるいはいろんな意味で、未熱調の範囲というのを定義をきちっとしておく方がいいんじゃないかと私自身も思っています。

それで、今、言った法的分離という話になりますと、流れやすいパイプラインで託送をふやすことによって、すなわち、新規参入者に使わせることによって託送料金を低減していくということと同時に、今度は二重導管規制でパイプラインの中立性を保つというその法的分離をするにもかかわらず、今度は競争の材として、今の既存のガスパイプラインネットワークと、例えば電力会社の発電用の導管と、あるいはJAPEX、INPEXなどの導管を競争のものに使うということは、少しそこら辺の整合性をきちっとあわせた上で考えていく必要があるんじゃないかと思っています。原則的には、もちろんのことながらユーザーが選べるということになりますから、一定規模の二重導管規制はやるべきだと思っています。

この電力の資料を拝見しますと、この2ページ目にLNG基地があって、赤の線で火力発電

所までこの既存の電力用ガス導管があるという。ですから、この範囲内でやはり需要家がそばにあるのであれば、ここにも電力も言っておられますように、既存の電力の電力用導管の周辺にある需要家に関してどこまで緩和をして、ユーザーのチョイスをふやしていくかという程度論が非常に重要になってくる。これを例えば、今一つの質問ですけれども、延伸をして、例えばLNG基地があつて、発電所があつて、もう少しこっち方に延ばすとまた需要家があると言う場合、延伸するということに関しては、今回はこのまま含めない。

既存のものまでに関しては、電力会社もそのつもりでこれお書きになっているのかなと思っ
て見ていたんですが、既存のものに対しての競争は一応入れるけれども、ユーザーのチョイスが
ふえるようにはする。ただし、この分社化の原理というのは、できる限り中立を担保して流れや
すいパイプラインということになりますと、やはりそこら辺の整合性をどうとるか。最終的には
今までのネットワークを使っていた人たちの託送料が何パーセント上がったら、二重導管規制の
範囲を決めるのは、最終的にはどのぐらいの託送料の増加につながるか。それが1%なのか、あ
るいは何パーセントなのか、そこら辺をきちっと決めていく必要があるんじゃないかと思いまし
た。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは竹村代理ですね、どうぞご発言ください。

○竹村代理

私のほうから何点かあるんですが、まず皆さんも言われていますとおり、経過措置の対象事
業者のところなんです、75%の議論はさて置きながら、例えば一つのガス会社さんについても、
郡部もあれば都市部もいろいろな地域をお持ちだということ、やはり住んでいる場所によって扱
いが違うというのはまずいだろうということです。例えば東邦ガスさんの中でも田舎もあれば、
名古屋市みたいな都会もあると言った中で、本当に競争が激しく行われているところとそうじゃ
ないところについては、きちんとやっぱり規則的に考えていかないと、住んだ場所によってガ
スを買う値段が違うということはまずいだろうということで、そういったところをもう少し細か
く考えていただくといいのかなといったところが一つあります。

それと、託送の費用の中にどこまで入れるかという議論をされていたんですが、今後、導管
事業者が導管を増やして行くであろうという地域というのは、どちらかというと需要が疎の地域
という格好になっていると思います。

そういった中で、小売事業者さんに公募でいろいろ地域を探してもらおうということは確かに

いい話だと思うんですが、新たな需要が増えるかどうかというリスクをどういうふうにくみ取っていくんだというところはきちんとお考えいただきたいと思います。要は小売事業者さんが、需要があるからここに導管を引いてくださいという中で、導管事業者さんがこれはなかなかペイしないよねというところでは、引けないよということでまたいろいろな議論が出てしまうものですから、そういったところの新たな需要の確からしさというところのリスク、この担保をきちんととって頂いたほうが、より効率的に導管が延ばせるんじゃないかなというところは感じられます。

あと二重導管規制のところなんですけど、これも先ほどと同じ議論なんですけど、やはり住んでいる場所、例えば工場が立地する場所によって差分があるというのは、これはうれしくないというのは産業界としても感じられます。

大手3社さんなんかで見ますと、電力会社さんの高圧導管網というのは、どちらかというと発電所間というか、湾岸沿いになります。湾岸沿いというのは私ども産業用の大きな需要家が多い所で、そこでなし崩し的に二重導管規制が緩和されることにより、新規参入者の供給がふえてしまうということについては、田舎のほうにある工場から見ると余りうれしくない可能性もあるものですから、そういった意味で、やはり柏木先生も言われていましたが、シミュレーションをきちんとやっていただいて、どれぐらいが産業界としても許容できるんだというところはきちんと決めていっていただきたいと思います。

その中で、何パーセントという議論もされていたんですけども、ここでもまた早い者勝ちということになってしまうと、需要家から見ると少しでも安いガスがほしいと言うのは当たり前の話ですので、そういった中で早い者勝ちにならないような公平な制度設計を考えていただきたいと思っています。

また未熟調云々のガスの話についても、これは当然、安いガスって皆さん欲しくて、それは当然だと思われるんですが、要は小売同士の戦いであって、それは電力会社さんと既存の一般ガス事業者さんの競争、これはどんどんやっていただければいいと思うんですが、例えば引く導管という範疇では、電力会社さんの導管と導管事業者さんの導管同士の競争という格好になるんですが、そう考えたときに同じ導管という範疇で何かルールの発想で双方の需要家で等しく導管費の負担を皆さんでできるような制度があるといいのかなというところが、ちょっと産業界としては感じられたというところなんです。

ちょっとはしょって言いましたが、何点か、よろしくをお願いします。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は大石委員ですね、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。先ほど見ていただきました資料11の裏のところに、今回の議題の中で、特に経過措置料金の規制に関する意見というのを述べさせていただいておりますので、こちらをごらんいただきながらお話ししたいと思います。

75という数字については、既に先生方からこれにこだわるものではないという意見をいただいておりますので、1点目の意見につきましては、こだわらないということで私も了解しました。ただ、消費者として、この75という数字の意味ですね。常識的に考えると独占が進んでいるというのは50%を超えるあたり、または複数存在するときは30から40ということになるのではないのかなと思うのですけれども、公正取引委員会の見解はいかがでしょうか。今回、急にお聞きしてもすぐには回答いただけないと思いますので、次回で結構ですので、こういう独占という数字のところをどう考えるのかということをぜひ教えていただければと思います。

それから、先ほど二村委員もおっしゃいましたけれども、電気のようにスイッチが電話1本でできるものではないということから考えると、ガスの場合に簡単に乗りかえができるというのは、これは消費者側からすると実情に沿わない誤解を生む話だなと思っております。

逆に、かなり数値が低いような地域であっても、そこで料金規制が一度外れてしまいますと競争相手が入ってこないだけに、小売事業者は幾らでも料金を上げることが可能となり、逆に消費者としては黙って値上げを受けざるを得なくなるのではないかという問題を感じております。

実際に競争が起きているかどうかということを見るときには、既存の住宅というよりも新築や改築の戸数を分母として見て、どのぐらいオール電化が入ってきたであるとか、LPへの転換が起こっているのかということを見るべきだと思います。昨年の12月の第17回の委員会で、オブザーバーで出席されていた方から新築地域ではオール電化率が90%だというお話があって、それに対して杉本委員、古城先生から資料を出すようにということがあったと聞いています。けれども、それについて資料が提出されないままになっているということで、ぜひ実際に起きている状況ですね、新築や改築のときにどのぐらい実際に都市ガスからオール電化やLPガスに変わっているのかという数値をぜひ出していただいた上で、料金の規制の撤廃の話をするべきではないかなと思っております。

さらに、先ほど先生方から料金の規制を残すと自由な競争が起こらないのではという話が出ておりましたけれども、経過措置を残したままでも料金を下げて競争するということは、これは十分に可能です。その意味では経過措置が残っていても自由化競争というのは起きるわけです。また逆に消費者の立場から誤解がないように申し上げますと、消費者はただやみくもに1円でも上げちゃいけないと言っているわけではなくて、現在もそうですけれども、例えば燃料費の値上が

りなどがあって、どうしても料金を上げざるを得ないという場合には、それはちゃんと了解して受け入れているわけです。ですから、そういう意味では、理由がなく、ただただ値上げされるということについては問題であるというふうに考えています。

とはいえ、経過措置を外しても問題がない地域とかもあるのではないかとということで、例えば自治体が小売を行っている場合などは、たとえ料金規制が外れても料金は透明性を持つでしょうし、値上げのためには市議会などの承認が必要になるので、それは経過措置というものはなくてもいいのではないかなと思います。

その他の部分については、二村委員からもお話がありましたけれども、簡単に経過措置を外すべきではなく、外す場合にはそれなりのちゃんと検討を行った上で、しっかり競争が行われていることが検証された上で外していただきたいと思います。

なお、後ろのところに、前委員の杉本まさ子さんが、参議院で提出した資料をつけております。これは消費者として国に訴えたい内容が全て入っておりますので、ぜひご一読いただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

引頭委員どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。コメントといいますか意見を述べさせていただきます。まず1番の経過措置についてですが、今回、事務局が7ページでご提案されていたように、他の手法も勘案しながら総合的に判断するという方向に同意します。

ただ、一つ心配なのは、やはり判断基準が地域によって余りにもばらついてしまうような懸念がないとは言いきれないことです。他の委員の先生方からお話があったような、大都市、あるいは小規模都市、消えゆく都市と言われているような地域等を想定しつつ、とかを含めて、どのようなときにどのような判断をするのかという類型をはっきりさせる。つまり哲学をはっきりして、経過措置の総合的判断というのを策定する必要があるのではないかと思います。個別判断に終始してしまうことはやはり好ましくないと思います。

2番目の託送料金の洗い替えについてですが、事務局のご提案に賛成します。ただ、類型2の60数社に関しては、ずっと値下げの届出をしていたわけですね。こうしたことも、少し考えながら洗い替えをしていくべきではないかというふうに思います。

それから3番目の導管整備を促進するための託送供給制度について、今回、需要開拓費の話

が出ていました。また柏木委員から技術研究についての御指摘があったと思います。基本的な国のインフラ整備にかかわること、あるいは技術研究のなかでも基礎研究の分野ですね、用途研究ではない分野。こうしたものに関して全ての方々があまねくメリットが受けられるだろうという性質のものであれば、もちろん透明性の確保が前提条件とはなりますが、託送料金に入れることも可能ではないかと思っております。ただ、これについてはもう少し理論武装等が必要であると思っておりますので、事務局でご検討いただければと思っております。

それから、最後ですが、4番目の二重導管規制についてです。これについては意見と質問が一つずつです。まず、意見ですが、先ほど福田委員は3番目の論点で、ネットワークの強靱性という観点もあるとおっしゃっていました。それとともに天然ガスシフトということで、ネットワークの伸長という話も当然ございます。そういった義務を一般ガス導管事業者は担うわけです。二重導管規制を考える際に、そうしたことを担っている一般ガス導管事業者と、それから必ずしもそうではない特定ガス導管事業者の2つがあるということも念頭には置かなければいけないのではないかと思います。

そうした中で質問ですが、今後具体的なデータを出して議論していこうといういろいろな方がおっしゃっていてそれに賛成ですが、そのデータに関する質問です。未熟調ガスが都市ガスよりも安く、需要家のニーズがあるということで私もその通りだとずっと思っておりました。ですが、足元の価格を見ますと原油の価格が下がっていることもあると思いますが、LPガスのほうがLNGガスよりも、スポットでは少し安くなっているようでございます。そこで、未熟調ガスが安い理由は何かと考えますと、もしかしたらガスそのものというよりは、先ほどどなたかが指摘されていらっしゃったように、導管事業者の方と一般ガス事業者の方の、導管の託送料金といたしますか、導管コストが違うということに、もしかしたら起因しているのかもしれないと思った次第です。

需要家が購入する料金というのがどういうことになっていて、どれくらいの差があるのかという点について、もう少し私どもが正確に把握して議論しないといけないのではないかと思います。少し細かい話になってしまうかもしれませんが、実態について、もう少し理解させていただきたいと思っております、これについての質問でございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

池田委員、どうぞ。

○池田委員

ありがとうございます。経過措置料金規制について、ほかの委員がおっしゃっておられたように、数値だけで評価するべきでないというのは私も同意します。原則として小売料金が自由化になり、例外的に競争が進展していない場合には経過措置規制の料金規制が残ると整理できると理解しています。

そのときに、どういう競争状態であれば経過措置料金規制が残るのかと、それから、どれぐらい競争が進んだら経過措置料金が外されるのかというのは、結局は同じことでして、競争がどれぐらい進展しているかという判断枠組みや考慮要素が皆さんに明らかであれば、経過措置料金規制が残るか外されるかという論点は、結局は同じ事であると思います。

したがって、競争が進展しているかどうかの判断枠組みや考慮要素が皆さんに明らかになるよう、ガイドラインを作成・公表すればよいのではないかと考えています。公正取引委員会が作成・公表している企業結合審査ガイドラインには、標準的な競争評価の仕方が示されていますので、そこでの判断枠組みや考慮要素を参考にされると良いと思います。競争が進展していると評価するためには、どういう判断枠組みでどのような考慮要素を考慮するのかについて、例えば、他に有力な競争事業者がいるかどうかとか、あるいはその競争事業者も積極的に競争をしかけている競争者であり、協調的な行動をとっていないかということなどを評価する必要があると思います。

最後、二重導管規制についてですが、原則自由なのか、あるいは原則禁止なのかが、なかなか理解しづらいところがございます。そもそもなぜ二重導管規制が必要であるのかという観点から、その趣旨や、原則をどちらに定めるのかという哲学が、初めて委員をお引き受けしたところで理解できないところもございまして、他の委員がおっしゃる通りデータで示してくださいという事に加えて、二重導管規制の趣旨や哲学のところも整理して示していただけると助かります。

○山内委員長

ありがとうございます。

川岸オブザーバー、すみません、時間がないので簡潔にお願いします。

○川岸オブザーバー

ありがとうございます。2点お願いを申し上げたいと思います。1点はまず経過措置料金規制についてでございます。重ねて申し上げるようでございますけど、都市ガスにおきましては、事務局の資料7の4ページの下段でも記載していただいておりますように、厨房、給湯、暖房等その用途ほとんどにおきまして他のエネルギーとの代替が可能でございます。

都市ガスの利用率にかかわらず他燃料との競合状況にあるというふうに言えると思います。特に75%未満ということを見ても、他エネルギーとの競合がとりわけ厳しい状況にあると

ということも言えると思います。ガス事業の特性を十分に踏まえて慎重にご検討いただきたいと思
います。

それからきょうのは指定基準ということですが、お話も出ておりましたように、規
制の解除につきましては、ガス・ガス競争や他のエネルギーとの競争、それらの競争相手に対抗
して設定する自由料金への移行状況などによって競合状況を確認された場合には、本小委員会
のご意見や国会の附帯決議にもあるように、速やかに規制が解除されるような制度となるよう
お願いしたいと思います。

2点目に二重導管規制でございます。二重導管規制につきましては報告書にも記載のとおり、
これは小売全面自由化後も維持されるべき大原則であるというふうと考えております。発電用導
管のみならず、卸導管による未熟調ガス供給も行われますと、中小も含めたガス事業者の既存需
要が離脱した場合には、ガス事業者の設備稼働率によりまして一般消費者をはじめ多くの需要家
の託送料金が増加するといった利益阻害が生じるとともに、投資回収の不確実性が増すというこ
とで、導管投資意欲が減退することも懸念されております。慎重にご検討いただきたいと思
います。

以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

まだご意見あるかと思えますけど、時間が既に超過しておりますので、議論はこの辺で、
きょうのところは終了とさせていただきます。

いろいろとたくさん意見をいただきましたので、これ事務局で持ち帰っていただいて、少し
きょうの議論の事務局提案についてのブラッシュアップをしていただくということになるかと
思います。

それから私のヨーロッパ報告については、別にここの委員会でお金をもらって行ったわけ
はないので報告の必要は何もないと思えますけれども、ご参考になるようなことを少し考えて、
また発言させていただこうかと思えます。

どうぞ。

○藤本ガス市場整備課長

ありがとうございます。数点だけお話をさせていただきます。基本的には今、委員長からご指
示ありましたとおり、特に経過措置料金規制と二重導管規制につきましては、本日のご議論も踏
まえて改めてご提案を整理して提示させていただきます。

深山先生からのご質問ですけれども、経過措置の期間をどう考えているのかというところで

すけれども、基本的には需要家保護の観点からの制度ですので、競争が働く市場となるまでということで、あらかじめ何年間といったような期間は決めていないということでございます。

それから、次に洗い替えでございますけれども、こちらは草薙委員からご質問のありました震災以降の、震災というタイミングを置くことについてですが、電気につきましては直近の基準として、そのエネルギー事業にも大きな、あるいはエネルギー政策にも大きな影響を与えた震災をタイミングとして、震災以降としております。ガスについても直近の考え方を同様とするというご提案でございます。

それから、託送料金にどこまでの費用を入れるかという点ですけれども、1点だけご質問にお答えしますと、技術開発につきましては、特許といったような形で、それを開発した小売自身も裨益をするということだと考えています。よって、不特定多数の需要家に負担をお願いする託送料金に乗せるのは適当ではないんじゃないかというのが、現在の事務局の考え方でございます。

それから、福田委員、その他の委員からご指摘のあった、強靱性を考えた上で託送料金に何を入れるかというのも考えるべきじゃないかという点につきましては、ほかのご指摘も踏まえて次回以降ご議論させていただければというふうに思います。

それからもう1点だけ、論点5のスイッチングにつきましては、スイッチングシステムについて今日日本ガス協会からプレゼンをいただいたところでございますけれども、さらなる詳細設計につきましても新規参入者の皆様のご意見を十分に踏まえながら、よりよいものとなるように事務局としても取り組んでいきたいと思っております。

ありがとうございました。

○山内委員長

はい、失礼いたしました。そういうことで、また次回から議論を進めていただくということだと思います。

それで、次回等についてご連絡をお願いいたします。

○藤本ガス市場整備課長

次回ですけれども、第25回につきましては、11月10日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。議題は追ってご連絡させていただきます。

3. 閉会

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは本日の議事は以上でございます。特にご発言がないようでしたら、以上をもちまし

て第24回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

どうもご協力をいただきましてありがとうございました。

—了—